

韓国皇室の〈日本〉編入と朝鮮統治：王公族の処遇を巡る葛藤

新城，道彦
九州大学比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/2186202>

出版情報：韓国研究センター年報. 11, pp.79-81, 2011-03-28. Research Center for Korean Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



韓国皇室の〈日本〉編入と朝鮮統治

—王公族の処遇を巡る葛藤—

新城道彦（九州大学比較社会文化学府）

韓国併合とは、大日本帝国と大韓帝国という、共に「帝」を戴く二つの帝国が一つの〈日本〉になり、それを天皇が統治することであった。それゆえ、日本は併合と同時に韓国の統治階級であった韓国皇室を早急に処遇する必要がある、彼らを日本の皇族（以下、皇族と表記したものは日本の皇族を指す）と同等に礼遇しつつも、皇族とは異なる王公族として〈日本〉に編入するという措置をとった。韓国皇室の正統である皇帝、太皇帝、皇太子はそれぞれ李王、李太王、王世子の尊称が与えられて王族となり、傍系の李垺と李煥は公族となった。

王公族は皇族の礼遇が保障されたので皇族の臣下であった華族よりは上の身分であったが、皇族と同一とは見なせない曖昧な存在であった。しかも、旧韓国皇室として朝鮮の独立性を表象しうる存在でもあった。それゆえ、王公族の取り扱いを誤れば朝鮮の独立に利用される危険性があり、その処遇方法を巡って日本は葛藤せざるをえなくなる。琉球処分ときには、琉球王尚泰を既存の華族として明確に規定して〈日本〉に編入しており、その処遇を巡って葛藤することはなかった。また、西欧の植民地化においても、被統治国の王を宗主国の統治階級と同等に礼遇した例はみられない。したがって日本の王公族に対する礼遇は非常に特異なものであり、朝鮮統治を考察する上で重要な研究対象であるといえる。

そのように他の植民地化ではみられない特殊な王公族という身分に日本がどのように対応したのかを明らかにすることで、韓国併合から始まる朝鮮統治の特性を考察するのが本論の第一の目的である。そしてそこから、なぜ日本は朝鮮の独立性を表象したり皇統を紊乱しうる王公族を廃滅させず、〈日本〉の中に保存しつづけたのかを考察するのが本論の第二の目的である。

まず、第一章と第二章では、韓国併合において韓国皇室が皇族の礼遇を受ける王公族として冊立されていく過程を考察した。寺内正毅統監は韓国併合を「合意」として実現するために、韓国皇室に対する厚遇策を前面に出して韓国側の条約締結意思を引き出そうと目論んだ。また、韓国皇室を王公族として冊立する儀式を日本で皇太子を冊立するときに行う「立太子」の式に準拠して執り行うことで、王公族に保障された皇族と同等の礼遇を可視化し、それによって韓国民を懐柔しようとした。その結果として韓国皇室が皇族のように〈日本〉に編入されていったことが明らかとなった。

しかし、王公族に対する処遇は厚遇すれば済むという単純なものではなかった。統治者側からみれば王公族に対する処遇は二種類の葛藤を内包しており、その葛藤の中で朝鮮統治を考慮しつつ様々な処遇がなされていった。

王公族に対する処遇で生じた葛藤の一つは、法的地位を皇族と見なすか、あるいは非皇族と見なすかという対立で引き起こされ、もう一つは儀式に内地式を適用するか、あるいは朝鮮式を適用するかという対立で引き起こされた。

そこで、第三章では、皇族梨本宮方子の王族李垺への婚嫁計画を取り上げて、前者の対立軸を考察した。この婚嫁は実現するまでに様々な紆余曲折があった。なぜならば、皇室典範第39条には「皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル」という規定が設けられており、皇族が婚嫁できるのは皇族か華族に限られていたからである。婚嫁計画は最終的に皇室典範第39条の増補という一大問題へと発展し、日本政府内では二

つの勢力が角逐を繰り広げる。伊東巳代治をはじめとする帝室制度審議会は王公族を皇族と見なすべきだと考え、仮に非皇族と見なせば内地と朝鮮の「対等」な関係を否定し、延いては朝鮮統治に「非常の騒乱」をもたらすと主張した。しかし一木喜徳郎をはじめとする枢密院のメンバーは、王公族を皇族と見なすことはそのまま皇統の紊乱につながるとして、あくまでも非皇族と見なした。最終的に帝室制度審議会の主張は枢密院に凌駕され、皇室典範第39条には「皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得」という一文が増補される。すなわち、王公族は法的に皇族ではないと見なされたのである。

第四章および第五章では、二人の旧韓国皇帝（高宗＝李太王、純宗＝李王）の葬儀をどのように執り行うかという問題を取り上げ、後者の対立軸を考察した。法にかかわる次元では、枢密院を中心に王公族を皇族と見なすことに対してあからさまな拒否反応が現れたが、礼遇の次元では、皇族のように取り扱うのは当然だと考えられていた。しかもその礼遇に関しては皇族以上のものが想定されており、李太王と李王は皇族でもなかなか賜れない国葬によって送られる。1919年の李太王の国葬は皇族有栖川宮威仁の例を模倣して執行されるが、それは王公族の儀式を皇族と同じ内地式で執り行うことを意味した。つまり王公族に対する皇族としての礼遇は同等性の演出を目的としたものであったが、一方でそれは内地式の強制でもあり、いまだ尊重しなければならない朝鮮の伝統性の否定につながったのである。しかも周知の通り、李太王の国葬時にはいわゆる三・一独立運動が発生したため、朝鮮人の参列はほとんどなかった。

こうしたことから、李太王の国葬から7年後の李王の葬儀は、同じ国葬でありながらも朝鮮固有の儀式に依って執行される。しかし旧韓国皇帝である李王を朝鮮式に葬送すれば、国葬にいう「国」が朝鮮となり、独立を志向する勢力に朝鮮の統治者は天皇ではなく李王であるという「大義名分」を与えかねなかった。そこで李王の国葬は儀式を朝鮮固有の式に依って執り行うとしても、葬儀行列の前後に儀仗隊を配して、〈日本〉の国葬であることを示す措置がとられるようになる。儀仗隊とは、儀仗（儀式に用いる剣や弓矢などの武器）を帯びて天子などの出入りや国家の儀式に参加する兵隊であり、国葬の厳粛さを演出し、しかも天皇の威光を表現するためには欠かせない存在であった。それゆえ、たとえ国葬の儀式を朝鮮固有の式に依って執り行うとしても、そこに儀仗隊を配することで国葬の主体が〈日本〉であるという「大義名分」、すなわち朝鮮は〈日本〉であり、その統治者は天皇であるという「大義名分」を保持できたのである。

しかし、朝鮮固有の式に依って執り行うとした李王の国葬に軍事の要素である儀仗隊を組み込むには、それなりの論拠を必要とした。そこで総督府は李王の薨去時にわざわざその死を秘して彼を軍人の最高位である元帥に就けたのであった。このように、李王の国葬が朝鮮の個性性を示しつつも朝鮮の独立性を否定するという二律背反の中で執行されていったことが明らかになった。

さらに第六章では、散財を繰り返す公族李垺の例をとりあげ、植民地当局が王公族の存続にいかに腐心していたのかを考察した。李王職は李垺の散財に対処するために、隠居や禁治産によって彼の排除を試みるが、併合当初は王公族に関する法が存在しなかったため、その実行は不可能であった。しかし、そもそも李垺自身は公族のような「不自由な生活」を嫌い、朝鮮貴族や一般朝鮮人になるのを望んでいたのも、隠居や禁治産に頼らなくても彼を排除するのは可能だった。それにもかかわらず李王職が隠居や禁治産にこだわったのは、法に基づかずに李垺の身位に関する処分を下した場合、李垺とともに公家自体が潰れてしまう可能性があったからであった。このように李垺公家を存続させつつも李垺を排除するという葛藤の中で王公族にかかわる法整備が進められていったことが明らかとなった。

第七章では韓国併合から16年の歳月を経てようやく1926年に制定された王公家軌範によって、王公族としての認定基準が法的に確定される過程を検討した。併合時に8名の韓国皇室が王公族として〈日本〉に編入されたが、

その後、誰が王公族になれるのかという明確な認定基準は存在せず、単に詔書によって王や公の尊号を世襲する権利と、妃をそれぞれ王妃、公妃にすることが約束されているだけであった。このように王公族としての認定基準が曖昧なままであったら、やがてこの身分は消滅していたであろう。実際、日本が韓国皇室の血統を絶やすために、徐々に王公族を減少させたという通説も存在する。そこで、「王族譜」および「公族譜」を基本史料として王公族の人員構成の変化を分析した結果、1920年1月1日時点で8名、30年1月1日時点で11名、40年1月1日時点で16名、45年1月1日時点で17名と、通説とは逆に増加していったことが明らかとなった。

最後に第八章では、韓国併合時に王公族とともに創設した朝鮮貴族に総督府がどのような対応をとったのかを考察した。朝鮮貴族とは韓国皇室の親族や韓国政府要人のために創設した身分であるが、彼らのほとんどは併合直後に家政破綻の危機に陥る。これに対して総督府はわざわざ財団法人昌福会を設立し、危殆に瀕した朝鮮貴族の救済に乗り出した。それは天皇の創設した朝鮮貴族が没落していけば、天皇の威信にかかわり、「皇上の恩典に対する不体裁」へとつながったからであった。こうした「皇上の恩典に対する不体裁」は、王公族が〈日本〉の中に保存されていった理由を考える上でも重要になる。

以上から、朝鮮統治は内地との「対等」を強調したり、逆に個別性を強調したりすることでなされる表面上の懐柔策と、朝鮮は〈日本〉であり内地と不可分であるとする「大義名分」が重なり合っていたという特性が明らかとなった。そして日本の朝鮮統治はそのように「大義名分」を重視し、懐柔策によってその「大義名分」を補強しなければならないほど脆弱なものであったがゆえに、王公家軌範の制定によって王公族の構成員を安定的に増加させ、彼らを〈日本〉の中に保存していかなければならなかったといえる。

そしてまた、王公族が明治天皇の発した冊立詔書によって創設された身分であり、天皇の体面および権威を維持する上で重要な存在であったがゆえに、彼らを〈日本〉の中に保存していかなければならなかったといえる。つまり日本は、併合条約に調印した旧韓国皇室たる王公族が韓国併合の「合意性」を担保する生き証人であるとともに天皇の権威を体現する存在であったため、たとえ皇統を紊乱したり、朝鮮は〈日本〉であるとする「大義名分」を否定する危険性があったとしても多大な労力と予算を費やして存続させなければならなかったのである。それが本論文の結論として導き出された。